

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件</p> <p>建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)(第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第三項の規定に基づき、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)(第十二条第一項に規定する調査(以下「定期調査」という。))及び同条第二項に規定する点検(以下「定期点検」という。))の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。</p> <p>第一 定期調査及び定期点検は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第三項の規定に基づき、別表(イ)欄に掲げる項目(ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)(に同じ、同表(ロ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第五条第二項又は第五条の二第三項に掲げる調査若しくは点検の項目、方法又は結果の判定基準について定める場合(調査若しくは点検の項目について削除し又は調査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)(にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。</p> <p>第二 (略)</p> <p>附則</p> <p>この告示は、平成二十年四月一日から施行する。</p>	<p>建築物の定期調査報告における調査の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件</p> <p>建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)(第五条第二項及び第三項の規定に基づき、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)(第十二条第一項に規定する調査(以下「定期調査」という。))の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。</p> <p>第一 定期調査は、施行規則第五条第二項の規定に基づき、別表(イ)欄に掲げる項目(に同じ、同表(ロ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第五条第二項に掲げる調査の項目、方法又は結果の判定基準について定める場合(調査の項目について削除し又は調査の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)(にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。</p> <p>第二 (略)</p> <p>附則</p> <p>この告示は、平成二十年四月一日から施行する。</p>

